

三和機材と和解成立

差額賃金支払い求める訴訟

千葉地裁

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
三和機材支部の組合員

9人(千葉、成田の両工場、福岡営業所)が産業土木機械メーカーの三和機材(本社・東京都)を相手取り、定期昇給差額賃金の支払い等を求めた第2次訴訟は21日、千葉地方裁判所民事第1部(坂本宗一裁判長)で和解が成立しました。

第1次訴訟で千葉地裁は、「赤字」を理由に定期昇給をしなかったのは違法として、8人分の定期昇給差額賃金など計約750万円の支払いを命じる判決(2010年3月)を出しています。同社は、判決に従って過去の差額賃金は支払ったものの、等級・号俸

・賃金額の是正を行わず、定期昇給を実施しませんでした。そこで第2次訴訟は、定期昇給した場合の等級・号俸・賃金を得る地位にある確認と、差額賃金の支払いを求めていたものです。和解成立を受け、JMIU三和機材支部、同支部支援共闘会議、訴訟弁護団は「深刻な不況が長引くなか、使用者側の一方的な都合で定期昇給すら実施しない企業が増えているなか、今回の和解によ

って、会社が主張する『赤字』を理由に一方的な不利益扱いを違法とした第1次判決をベースとして解決できたことは、高く評価できる」との声明を発表しました。